

進路の手引き

SHINRO NO TEBIKI

令和7年度版



長崎県立時和特別支援学校

進路指導部

令和7年5月作成

目 次

・ はじめに	．．．	2		
・ 障害者総合支援法について	．．．	3	～	5
・ キャリア・パスポートについて	．．．	6	～	7
・ 中学部令和8年度特別支援学校高等部入試の流れ	．．．	8		
・ 高等部現場実習の流れ	．．．	9		
・ 高等部卒業後の進路について	．．．	10	～	13
・ 福祉的就労と一般就労の支援（サポート）体制について				
・ 時津分校高等部卒業後の進路状況				
・ 障害福祉サービス利用の手続きの流れ				
・ 高等部卒業後の障害福祉サービス利用に向けた手続き等				
・ 一般就労・就労継続支援 A 型利用までの流れ				
・ 高等部卒業後の一般就労・就労継続支援 A 型を利用する手続き等				
・ 求職登録・重度判定について	．．．	14		
・ 高等部卒業後の関係機関について	．．．	15		
・ 自立を目指す生活の場について	．．．	16		
・ 特別児童扶養手当について	．．．	17		
・ 障害基礎年金について	．．．	18		

はじめに

令和2年度から、本校では、小学部から高等部に在籍する児童生徒と保護者、教職員に向け、「進路の手引き」を配付しています。時和特別支援学校の前身である県立鶴南特別支援学校時津分教室は、平成18年4月に県立盲学校内に小学部が、平成24年4月に中学部が開設されました。平成27年4月から分校となり、併せて高等部も設置されました。そして、平成29年度に第1期生3名が高等部を卒業し、時津分校の児童生徒数は、三つの学部で120名を超え、令和5年3月には、時津分校が本校化し、「時和特別支援学校」になることが県議会で議決されました。令和6年4月から、時和特別支援学校として、新たなスタートを切りました。卒業生も社会人として日々、目標に向かって頑張っています。

「進路指導」と聞いて、小学部や中学部段階では、「まだ早いのでは」「そのときになってからでいいか」と思われるかもしれません。しかし、時和特別支援学校では、進路に関するテーマを、小学部では「知る」「見る」「興味をもつ」、中学部では「知る」「見る」「体験する」、高等部では「知る」「広げる」「決める」と定め、早期からのキャリア教育の推進に取り組み、一人一人の自立と社会参加に向けて、身に付けてほしい力を育んでいます。

各部に共通して「知る」というテーマを設けている理由としては、我々教師は、在学中、及び高等部卒業後の福祉に関わる制度やサービス内容について、小学部の段階から生活年齢と発達段階に応じた指導をしていく必要があると考えていることが挙げられます。小学部の段階から青年期の姿をイメージし、少しでもこれらの情報をこの手引きからお届けできればと考えました。

そして、令和2年度からキャリア教育の充実を目的にしたキャリア・パスポートの作成も行っています。その内容についても載せていますので御覧ください。

進路指導は「高等部になってから」と思いがちですが、小学部に入学した時点から高等部卒業後の進路について少しずつ家庭と学校が足並みをそろえて指導していくことが大切です。保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

長崎県立時和特別支援学校 進路指導部

障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法の概要

障害福祉に関わる新しい法律が制定され、2013(平成25)年4月1日に施行されました。その概要について、一部、掲載します。

法律名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) ※平成21年 障害者自立支援法 廃止 平成22年～24年 整備法(つなぎ法)
基本理念	法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。 ※今までは「自立」を目的としていたが、新法では「個人としての尊重」を目的としている。
障害者(児)の範囲	障害者の範囲に難病等を加えた。(例)パーキンソン病、ベーチェット病 等 ※難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象。
障害支援区分の創設	従前:「障害程度区分」→平成26年4月1日以降:「障害支援区分」…障害の程度(重さ)ではなく、標準的な支援の度合いを示す区分であることが分かりにくかったため。
障害者に対する支援	① 重度訪問介護の対象拡大(平成26年4月1日施行) …厚生労働省令において、従前の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象を拡大。 ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化(平成26年4月1日施行) ③ 地域移行支援の対象拡大(平成26年4月1日施行) …入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他重点的な支援を要するものであって、厚生労働省令で定めるもの(保護施設、矯正施設等を退所する障害者など) ④ 地域生活支援事業の追加(平成25年4月1日) …市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。 (1) 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発 (2) 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援 (3) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修 (4) 意識疎通支援を行う者の養成

※障害者自立支援法の骨格はそのままにして、内容や在り方など細かな部分が少しずつ変更されています。詳しく知りたい方は、厚生労働省のホームページも参考にしてください。

(2) 障害者総合支援法の主なポイント

- ① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編した。
- ② 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。
- ③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させる。
- ④ 就労支援を抜本的に強化する。
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化する。

(3) 福祉サービスの体系

訓練等給付のサービスを利用する場合、障害支援区分は必要ありません。

【サービス】(介護給付)

項 目	内 容	支援区分
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	1以上
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う	4以上
③ 同行援護	視覚障害者により、移動に著しく困難を有する人に、移動に必要な情報提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う	2以上
④ 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	3以上
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行う	6以上
⑥ 短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	1以上
⑦ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	5以上
⑧ 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	3以上
⑨ 施設入所支援 (障害者支援施設での 夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	4以上

【サービス】(訓練等給付)

項 目	内 容
① 自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
② 共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
③ 自立訓練 (機能訓練)	一定期間(標準利用期間は1年6か月)理学療法などの身体的なリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションなどの訓練を行う
④ 自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間(2年間)生活能力の向上のための訓練を行う(身体障害者は生活訓練の対象ではない)
⑤ 就労移行支援	就労を希望する障害者に対して、一定期間(2年間)生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行う
⑥ 就労継続支援 A 型 (雇用型)	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者であって、雇用に結び付かなかった者に対して就労の機会や生産活動等の機会を提供し、就労に対する知識や能力の向上を図る訓練を行う
⑦ 就労継続支援 B 型 (非雇用型)※	就労の機会を通じて生産活動に関する知識や能力の向上が期待される者であって、雇用に関係がなかった者に対して就労の機会や生産活動等の機会を提供し、就労に対する知識や能力の向上を図る訓練を行う
⑧ 就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

※卒業後、すぐに就労継続支援 B 型の利用は原則認められていません。在学中に就労移行支援の「受給者証の暫定支給」を受け、「就労移行支援事業所等でのアセスメント」の結果を所持することが必要です。

高等部では、3年間で5回の実習を実施しますが、その中でアセスメントを行います。



相談支援？
どこに？

【相談支援事業所利用までの流れ】

卒業後、障害福祉サービスを利用するには、相談支援事業所との契約が必要です。

- ①市役所や町役場 ②相談支援事業所 ③相談支援事業所と契約 ④支援員が「支援計画(案)」 ⑤受給者証の交付 ⑥サービス事業所
へ相談 へ連絡 を作成し、市町へ提出 利用・通所開始



- ①相談者が市役所・町役場へ相談・申し込みに行く。
- ②市役所・町役場でもらった相談支援事業所一覧の中から自分で選んで決め、連絡し契約を行う。
- ③希望する障害福祉サービスについての意向や希望などを伝え、それを基に相談支援員が支援計画(案)を作成し、希望するサービス事業所と情報交換・共有を行う。
- ④相談支援員が市町の窓口に支援計画(案)提出する。
- ⑤受給者証の交付。
- ⑥サービス利用開始。

キャリア・パスポートについて

◆キャリア・パスポートってなんだろう？



特別活動の学級活動・ホームルーム活動を中心に各教科と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（記録）のこと

◆どんなふうに取り組むの？



教師や保護者が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などを支援し、個性を伸ばす指導を行う

◆キャリア・パスポートの意義は？



キャリア教育の
充実！

各教科等における学習や特別活動

キャリア・パスポート

◆具体的にどのように実践するの？

（様式について）

・国や都道府県等が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域、学校で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが期待される。

（工夫するところ）

・児童生徒自らが記録するもので、学期、学年、入学から卒業までの学習を見通し将来への展望を図ることができるもの。

・教科のみ、科目のみ、学校行事のみとならないように「教科学習」「教科外活動」「学校外の活動」の三つの視点で振り返り、見通しがもてる内容にすること。

・小学部から高等部卒業までの記録を蓄積することを前提とした内容にすること。

・各シートは、A4版に統一し、年間5枚程度とする。

・大人（家庭・地域・教師）と一緒に児童生徒が対話的に関わるができるもの。

☆障害のある児童生徒の将来の進路については、幅広い選択の可能性があることから、指導者が障害者雇用を含めた障害のある人の就労について理解するとともに、必要に応じて労働局や福祉部局と連携して取り組むこと。

◆「キャリア・パスポート」の引継ぎ及び管理について

・学校間の引継ぎ→原則、児童生徒を通じて行う。

・学校内の引継ぎ→原則、教師間で行う。

・管理については、進路指導部を中心に学校で管理を行う。

【小学部】



しょうがくぶ

1がつき

がんばること

ねん くみ なまえ

	がっきおわり もくじょう	がっきおわり よやくめい できごと ともだち
がくしゅう		
せいかつ		
おうちでがんばること (おでつだいせいの)		

<がっきのおわりに だれのもいで書いたら ありがとうしよう.>

よやくめい
できごと
ともだち

①ともだちと なかよく できました。(あいさつ)

②好きなことを あつけることが できました。

③わからないことを せんせいに きこことが できました。

④もくじょうに むかして がんばりました。

(1がっきのときと(でできるよ)に決ったこと、おまけの欄にがんばりたいこと)

せんせいより

おうちのひとより

学期の終わりに教師と保護者からのコメントを記入する。

【中学部】





お名前
学年

お名前

学年

学期の目標

目 標	達成	できた	継続
お勉強 <u>学習のこと</u>	◎	○	△
お生活 <u>生活のこと</u>	◎	○	△
お友達 <u>係の仕事を</u>	◎	○	△
いっしょにやってみよう <u>委員会活動</u>	◎	○	△
お友達と協力して <u>職業の班</u>	◎	○	△
お友達と <u>行事</u>	◎	○	△
いっしょにやってみよう <u>家での役割</u>	◎	○	△

[illegible]

中学部3年間のキャリア・パスポートが高等部に引き継がれる。

【高等部】

高等部では、実態に応じて3種類の様式を使い分けて記入をする。働くために必要なチェック項目を基に、学校や家庭における具体的な目標を立てていく。

[illegible][illegible]

中学部 令和 8 年度 特別支援学校高等部入試の流れ

【1・2年】

学校見学

- ・興味や関心がある学校がある場合は、見学しておく。(各学校の学校見学会など)

【3年】

4～ 9月 個人懇談

- ・中学部卒業後の進路について、担任と検討する。

7月 中学部1・2学年進路説明会

- ・全学年保護者対象の「高等部卒業後の進路等について」の説明を聞く。
- ・学校公開、体験入学、オープンスクールの希望についての説明を聞く。

体験入学

- ・志願する学校の体験入学をする。

9月 進路面談

- ・最終的な進路希望を決定する。(「進学希望校確認届」提出の準備)。

10月 「進学希望校確認届」提出

12月 入試説明会

- ・提出書類や出願、入試の日程、注意事項の説明を受け、願書や写真票の作成、封筒等の準備を行う。

1月 願書等提出

- ・願書や写真票の確認を担任と保護者で行い、願書等を提出する。

2月 高等部入試受検

- ・保護者引率で受検する。

3月 合格発表・合格者説明

- ・高等部に関する説明を聞く。制服の採寸、支払い等をする。

高等部 現場実習の流れ

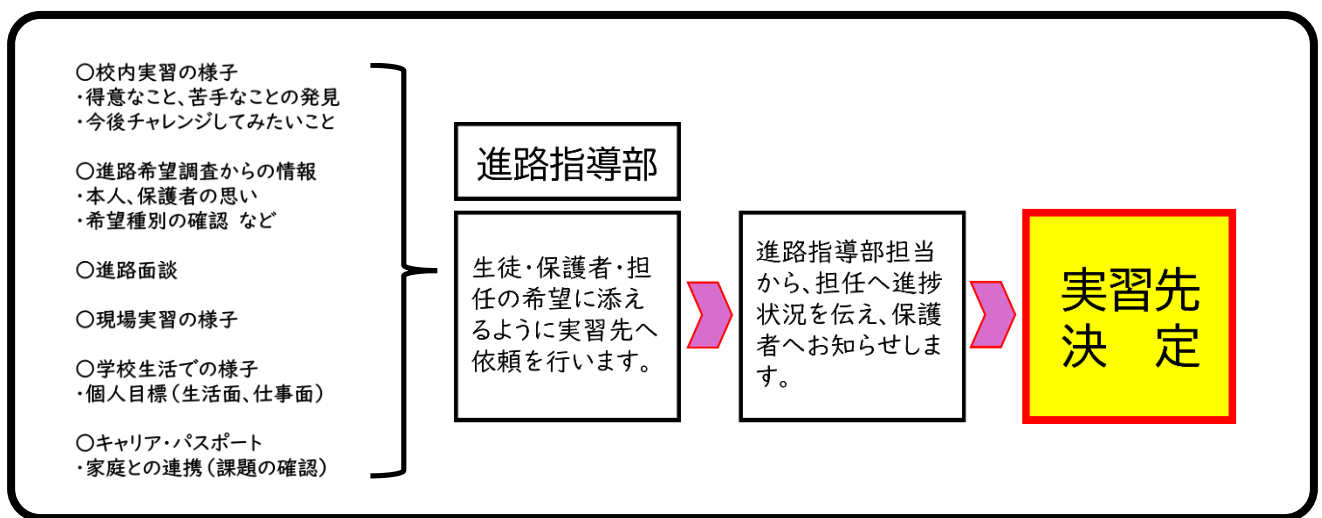
高等部では、3年間で5回の現場実習を実施します。

1年生では「知る」、2年生では「広げる」、3年生では「決める」をテーマにして、進路実現に向けて学校を離れて2～3週間、現場（事業所や企業）でそれぞれの目標達成に向けて取り組みます。

【現場実習の目的】

- ①自分に合った職種（作業内容）や職場（事業所）を探し、卒業後の進路先を考える。
- ②自分の適性（良い点、課題）を知る。
- ③日頃の学習の成果を、社会の場で発揮する。
- ④学校では体験できないことを体験する。

【実習先が決定するまでの流れ】



【現場実習中の保護者の実習先訪問について】

①事前挨拶（1回目）	②実習の様子を見学（2回目）	③評価会（3回目）
・実習が始まる前に、本人、保護者、担任で実習先へ挨拶に行き、実習内容や日程等を確認します。	・実習の様子を、担任と保護者で見学に行きます。 ※担任が実習先と日程の調整を行います。直接実習先へ見学についての連絡をすることはお控えください。	・実習最終日に評価会があります。 ※保護者から実習先への菓子折り等のお礼は行わないでください。

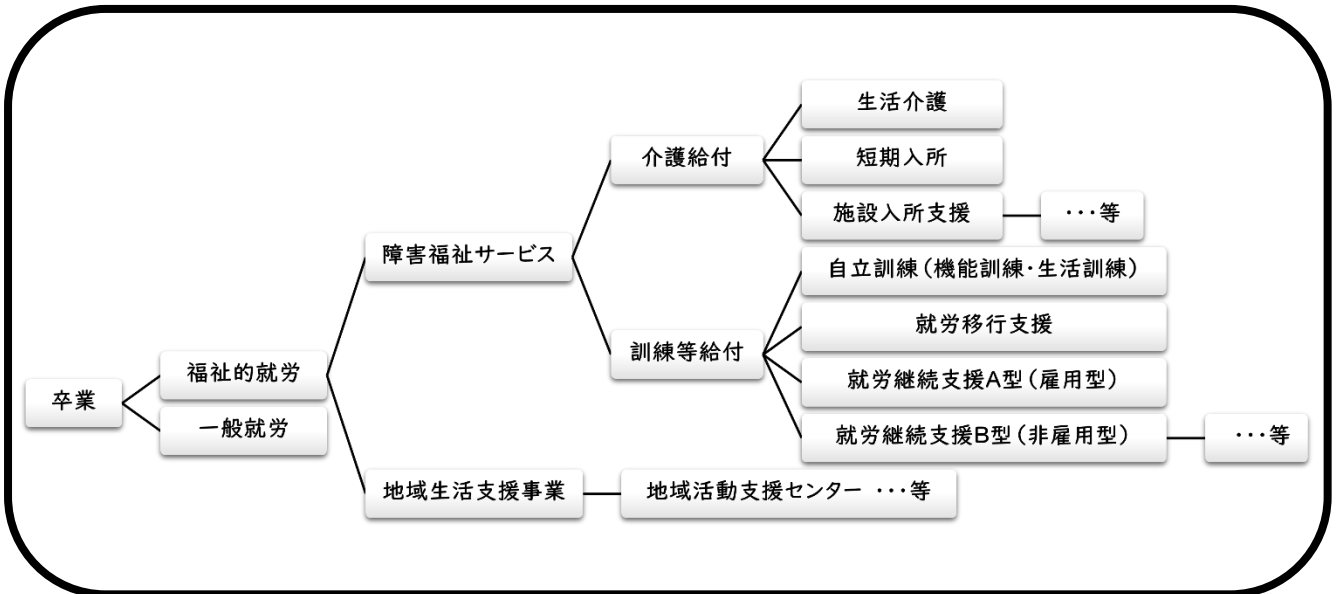
高等部段階では、卒業後の進路に向けて、一人一人の能力や適性に応じた自己選択・自己決定ができるように支援していきます。

「職業学習」や「現場実習」などでの経験を通して、その生徒に合った「働く力」を身に付けてほしいと願っています。また、保護者の方を対象にした、進路説明会や事業所見学なども行っています。それらを通してお子様の将来の生活を想像しながら、情報を収集していただけたらと思います。

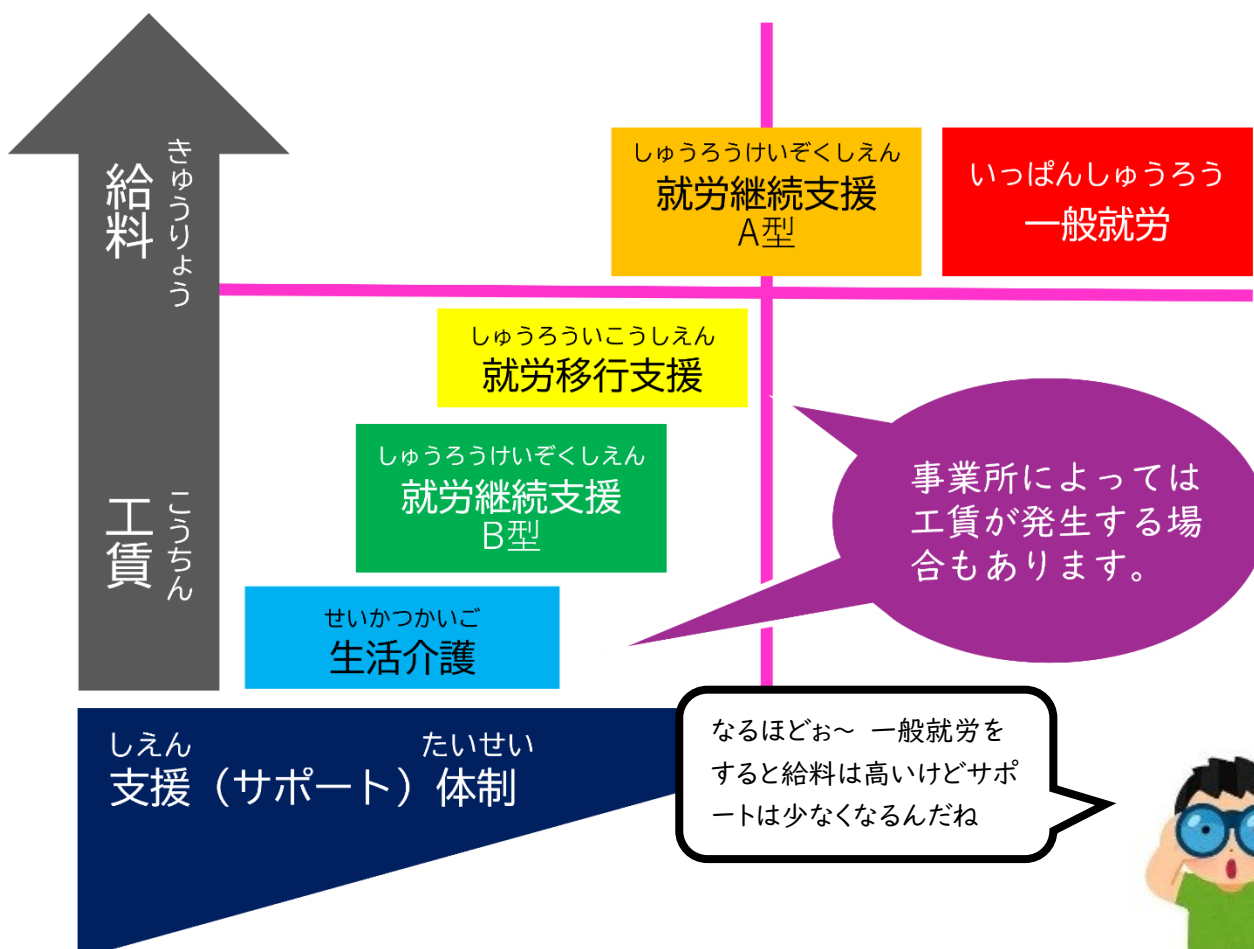
なお、進路先は本人・保護者が選択・決定することを原則としますが、できるだけ本人の適性を踏まえた進路先を選択・決定できるように、学校としても情報の収集と提供に努めたいと考えています。

高等部 卒業後の進路について

卒業後の進路先は、主に次のように整理することができます。障害福祉サービスを利用して働くことを「福祉的就労」、企業で働くことを「一般就労」といいます。



福祉的就労と一般就労の支援(サポート)体制について



高等部 卒業後の進路状況

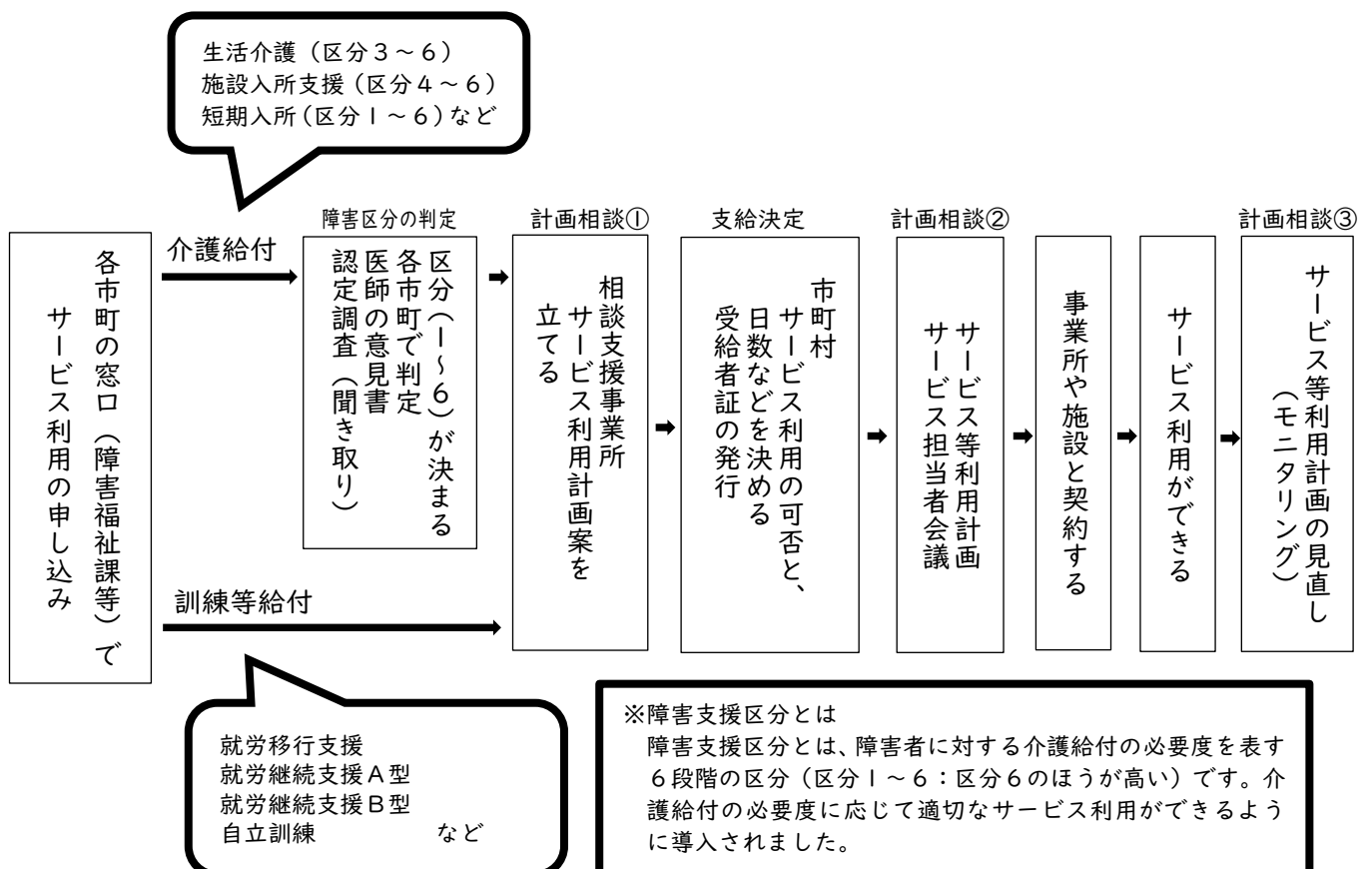
【日中活動の場】

進路先	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般企業	0	1	3	3	3	1	2	5
就労継続支援A型	1	0	1	3	3	0	0	1
就労継続支援A型(非雇用)	0	0	0	1	0	0	0	0
就労継続支援B型	1	7	5	5	6	7	9	7
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	1	5	1	2	4	1	3	4
自立訓練	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	3	13	10	15	16	9	14	17

【生活の場】

生活の場	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自宅	3	12	10	14	14	8	14	16
グループホーム	0	0	0	1	2	0	0	1
宿泊型自立訓練	0	0	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	0	1	0	0	0	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	13	10	15	16	9	14	17

障害福祉サービス利用の手続きの流れ



高等部 卒業後の障害福祉サービス利用に向けた手続き等

障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、地域活動支援、就労継続A型、就労継続B型、就労移行、グループホーム など）を利用する場合

→手続きは、**保護者**が障害福祉課や相談支援員と相談して、冬休み中に市役所や町役場で行う。

→準備物：印鑑、療育手帳

【進路決定までの流れ】高等部3年時

①現場実習（6月）→②現場実習（11月）

→③事業所側の受入承諾→④市役所や町役場で手続きを行う

※事業所側から依頼があった場合には、必要に応じて特別実習（1～2月）を行うことがある。

★卒業後に福祉サービスを利用する場合

保護者が相談支援事業所を1か所選び、契約後、サービス等利用計画の作成を依頼する。

★卒業後すぐに 就労継続支援 B 型 を利用するための手続き（アセスメント）について

→令和 7 年 10 月から「就労選択支援」という新しいサービスが始まるため、今年度の 3 年生に限り、前期に就労アセスメント実習を行う。

★ 就労継続支援 B 型 を利用するまでの保護者の動き

相談支援員に保護者が連絡し、市役所や町役場で手続き（3月下旬～4月中）

→ 聞き取り調査（4 月中）

→ 暫定支給決定（受給者証）

→ 就労移行支援事業所でアセスメント実施（契約）

→ 実習 → 評価

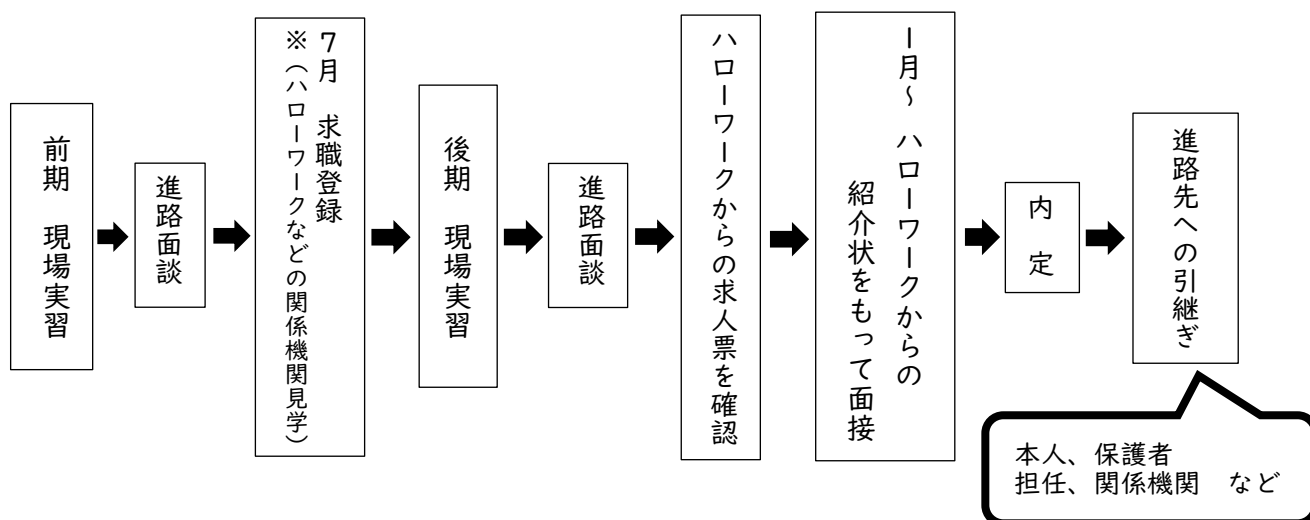
★卒業後すぐに 生活介護 を利用する場合

→ 18 歳の誕生日から障害支援区分認定（医師の意見書が必要）のための手続きを、市役所や町役場で行う。（市役所や町役場から通知がくる場合もある）

誕生日が1～3月の場合は、前もって12月に障害支援区分認定の手続きを行うことができる。（区分認定に1～2か月かかるため）

※生活介護を利用するためには、区分3以上（3～6）が必要。

一般就労・就労継続支援 A 型利用までの流れ



高等部 卒業後の一般就労・就労継続支援 A 型を利用する手続き等

・一般就労、A型事業所を利用する場合 → 手続きは、ハローワークを通して行う。

【進路決定までの流れ】

★卒業後に 一般就労 をする場合

- ①前期現場実習 → ②後期現場実習 → ③事業所側の受入承諾 →
④ハローワークで求人票を確認 → ⑤面接 → ⑥ハローワークなどの関係機関での手続き

※必要に応じて特別実習（1～2月）を行う場合がある。

1月以降に、ハローワークから紹介状を受け取り、進路先の企業へ面接に行く。

★卒業後に 就労継続支援A型 を利用する場合

- ①前期現場実習 → ②後期現場実習 → ③事業所の受入承諾
→ ④市役所や役場で手続きを行う

※保護者が相談支援事業所を1か所選び、サービス等利用計画の作成を依頼する。

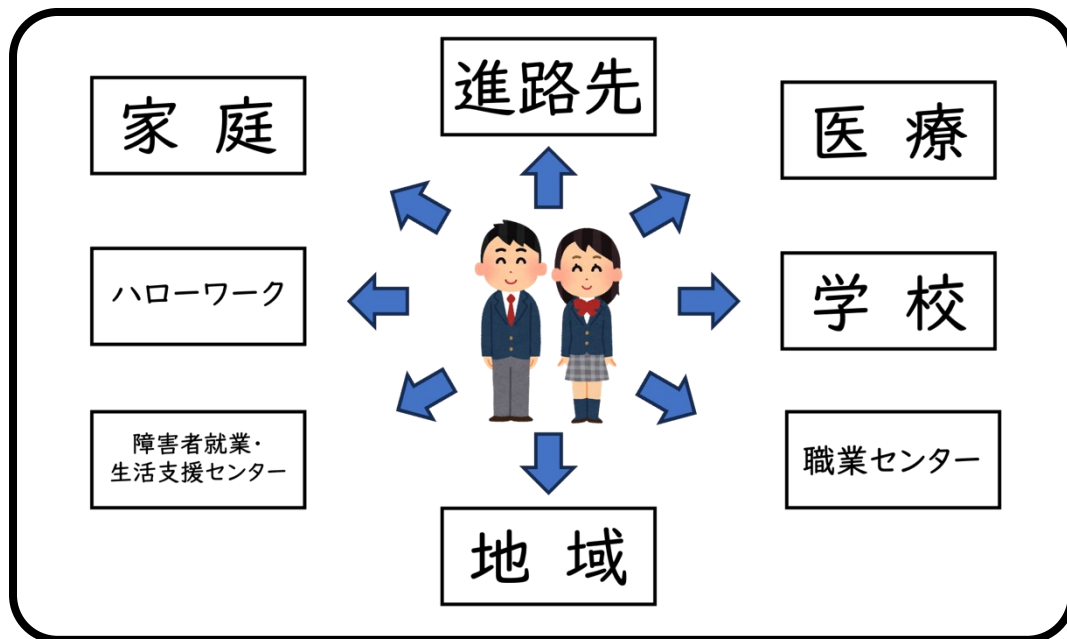
求職登録・重度判定について

本校では、卒業後に一般就労と就労継続支援A型利用を希望する生徒は、高等部3年時の夏休みにハローワーク長崎で求職登録を行う予定です。また、障害者雇用率制度・障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定（重度判定）を実施します。重度判定は、企業側が障害者を雇用しやすくするための制度です。任意ですが、例年多くの方が受けられています。また、判定を受けない場合も企業から判定を受けるよう求められる場合もありますので、受けていただくことをお勧めします。知的障害の程度は療育手帳の等級で区分されており、障害の程度が重度であることを表すA1、A2の生徒は、この「重度判定」を受ける必要はありません。

申し込みはハローワークで行い、実際に判定を行うのは、長崎障害者職業センターになります。判定は、最初に、ハローワークが判定希望者が療育手帳を取得した判定機関に「IQ 照会」を行います。一定の基準を満たす生徒が、重度知的障害者判定候補者となり、個別に「作業能力検査」と「社会生活能力検査」を受けます。保護者に対しても簡単なヒアリングがあります。

最終的に、「重度知的障害者」と判定された者を1人雇用すると、障害のある人を2人雇用していると見なすことができます（障害者雇用率制度におけるダブルカウント）。また、雇用したことによって事業所が受け取ることができる特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給期間が長くなったり、金額が増加されたりします。判定を受けた者を雇用することは、事業所や企業にとって大きなメリットとなります。

高等部 卒業後の関係機関について



①長崎公共職業安定所（ハローワーク長崎）

（概 要）

求職者には、就職（転職）についての相談・指導、適性や希望にあった職場の職業紹介、雇用保険の受給手続きや、求人の受理などのサービスを行います。

②長崎障害者職業センター（職業センター）

（概 要）

ジョブコーチを派遣し、障害のある方及び事業主に対して障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。作業面や対人面などスムーズな職場適応や職業生活の安定を高めるための支援をきめ細やかに実施します。事業主の方には、障害特性に応じた指導方法や職場でのサポート等についてのノウハウの提供などの支援を行います。

③障害者就業・生活支援センターながさき（通称：ナカポツ）

（概 要）

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

就労継続支援 A 型事業所や就労移行支援事業所には、職業指導員や生活支援員が在籍するので、職業センターやナカポツのジョブコーチ支援等を受けることはできません。

自立を目指す生活の場について

◆宿泊型自立訓練事業所

概 要	家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援の下、共同生活を行う住まいの場
利 用 対 象 者	・自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害のある方または精神障害のある方
一つの住居の利用者数	10名または20名
具 体 的 な 支 援 内 容	・生活訓練 ・入浴、整容、着替えなどの支援 ・生活等に関する相談、助言 ・健康管理
利 用 料	平均4万～5万円
利 用 可 能 年 数	上限2年

◆グループホーム(共同生活援助)

概 要	障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場
利 用 対 象 者	・単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方 ・一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方 ・施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある方など
一つの住居の利用者数	平均5名程度
具 体 的 な 支 援 内 容	介護を要しない方に対し、家事等の日常生活上の支援を提供
利 用 料	平均6万～8万円程度
利 用 可 能 年 数	上限なし

◆アパート等での一人暮らし

全国的に宿泊型自立訓練事業所やグループホームの数が不足し、利用を希望しても数年待たなければならぬことも珍しくありません。自宅で自立に向けた準備をし、ホームヘルプ（居宅介護）を利用しながらアパート等での一人暮らしをする方もいます。

特別児童扶養手当について

通称「特児手当」といいます。国の制度で20歳の誕生日前日まで支給されます。手続きについては、住所地の市町の窓口で申請するようになっていますが、障害の程度や所得制限により受給できない場合があります。2級を受給できる障害の程度は中度となっています。以下、厚生労働省と長崎県のサイトの概要を一部引用します。

1 目的

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

2 支給要件

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

3 支給月額（令和7年4月から適用）

1級（重度障害児） 56,800円 、 2級（中度障害児） 37,830円

4 支払時期

特別児童扶養手当は、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給資格者（障害児の父母等）もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

6 支給手続

住所地の市区町村の窓口へ申請してください。

特別児童扶養手当の申請には、医療機関の医師による「特別児童扶養手当認定診断書」（所定の様式）が必要となります。必ずしもかかりつけの病院（医師）である必要はありません。病院の選択については先輩の親御さん等、周囲の経験者の方と情報交換をしながら慎重に行うことが大切です。

特別児童扶養手当を受けていたことが、20歳になってからの障害基礎年金の支給決定の審査の際の資料となります。まだ受給されていない方（所得制限での不支給は含まず）は、以下の窓口相談されることをお勧めします。

【申請窓口】

	窓 口	住 所	電話番号
時津町	福祉課	西彼杵郡時津町浦郷274-1	095-882-4533
長与町	こども政策課	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1	095-883-1111
長崎市	子ども政策課	長崎市魚の町4-1（2階）	095-829-1270
西海市	福祉課	西海市大瀬戸町瀬戸壠浦郷2222	0959-37-0069

障害基礎年金について

障害のある方が20歳になると特別児童扶養手当はなくなり、ある一定の条件を満たすと障害基礎年金を受給することができます。

1級で月額約86,000円、2級で月額約69,000円です（令和7年4月分から）。障害基礎年金の受給は親亡き後の生活を支える大切な権利です。受給するためには申請が必要ですので、20歳になる前までに準備をして必ず申請するようにしてください。

詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。

<参考資料>

- ・厚生労働省 ホームページ
- ・文部科学省 ホームページ
- ・長崎県福祉保健部障害福祉課 ホームページ
- ・日本年金機構 ホームページ
- ・全国社会福祉協議会 ホームページ

※順不同